

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		豊島区国民健康保険運営協議会（令和４年度 第２回）
事務局(担当課)		区民部国民健康保険課
開催日時		令和５年２月１７日（金） 午後６時００分～６時４０分
開催場所		議員協議会室（区役所本庁舎８階）
議 題		１．開会 （１）区長あいさつ ２．審議 （１）豊島区国民健康保険条例の一部改正について [資料１] ３．報告 （１）傷病手当金の支給に係る規則改正について [資料２] （２）令和４年度国民健康保険事業会計の補正第２号について [資料３] （３）令和５年度豊島区国民健康保険事業計画（案）について [資料４] ４．閉会
公開の可否	会議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 ☐ 傍聴人数 人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	高橋佳代子(議長)、木村雅章、佐向弘子、安井敦子 久保信彦、佐野雅昭、篠田太郎、林健博、 池田裕一、河原弘明、小林ひろみ、清水みちこ、ふるぼう知生、 北田重夫、計良邦昭 （15名 敬称略）
		区民部長、健康保健担当部長、国民健康保険課長、介護保険課長、地域保健課長、 高齢者医療年金課長、 国民健康保険課管理係長、同資格・保険料係長、同整理収納係長、同特別整理係長、 同給付係長、 高齢者医療年金課後期高齢者医療係長、地域保健課保健事業係長、 国民健康保険課職員（３名）

会 議 録

会 議 の 結 果	諮問事項 1 件 審議の結果、原案を適当と認める。なお、一部の委員より反対の意見があった。 報告事項 3 件
提出された資料等	資料 1 豊島区国民健康保険条例の一部改正について 資料 2 傷病手当金の支給に係る規則改正について 資料 3 令和 3 年度国民健康保険事業会計の補正第 2 号について 資料 4 令和 4 年度豊島区国民健康保険事業計画（案）
その他	

令和4年度 第2回豊島区国民健康保険運営協議会会議録

○国民健康保険課長

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。現在の委員の出席者数は14名でございます。協議会開催の委員定足数に達していることをご報告いたします。

本日は、被用者保険代表及び被保険者代表の3名以外の委員の皆様が改まりまして、初めての協議会となります。つきましては、会長並びに職務代理者が不在となっておりますので、選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

国民健康保険運営協議会の委員に就任された皆様への委嘱状については、事前に郵送ではございますが、お渡しをさせていただいているところでございます。改めて、どうぞよろしくお願いいたします。

今回、委員1名の方の交代がございました。初めて運営協議会に参加される委員の方を、会議に先立ち、皆様にご紹介申し上げます。

被保険者を代表する委員、佐向弘子様。よろしくお願いいたします。

なお、現在、被保険者代表の公募委員3名につきましては、欠員となっております。それでは、運営協議会の会長の選出に移らせていただきたいと存じます。会長が選出されるまでの間、区民部長が進行いたします。

○区民部長

区民部長の高桑でございます。よろしくお願いいたします。

本協議会の会長につきましては、豊島区国民健康保険運営協議会規則第4条第1項の規定により、公益を代表する委員の中から選出することになっております。つきましては、新たな任期における会長の選出をお願いするものでございます。それでは、委員の皆様のご意見をお伺いいたします。

○委員

会長は、引き続き高橋委員をお願いするのはいかがでしょうか。

○区民部長

ただ今「高橋委員に」とのお声でしたが、他の皆様もよろしいでしょうか。

異議なし。

○区民部長

皆様ご異議がないようですので、会長は、高橋佳代子委員にお願いいたします。それでは、高橋委員、会長席へご移動をお願いいたします。

高橋会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長

ただいま、ご推挙いただきました高橋佳代子でございます。非常に大事な案件を抱える運営協議会でございますので、円滑な運営に努めてまいりたいと思います。どうぞご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○区民部長

ありがとうございました。

それでは、高橋会長に議事の進行をお願いいたします。

○会長

はい。では、引き続きまして、会長の職務代理者を選出いたします。本協議会の会長の職務代理者につきましても、豊島区国民健康保険運営協議会規則第4条第3項に基づきまして、公益を代表する委員の中から選出することになっております。それでは、委員の皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。

○委員

はい。職務代理者につきましては、池田委員にお願いするのがいいかと思います。

よろしくお願いします。

○会長

はい。ただ今、池田委員にとのお声がございましたが、他の皆様もよろしいでしょうか。ご同意いただけますでしょうか。

異議なし。

○会長

はい。それでは、皆様のご異議がないというようなことでございますので、職務代理者は、池田裕一委員にお願いいたしたいと存じます。池田職務代理者よりご挨拶を頂戴いたします。

○職務代理者

ただ今、ご推挙いただきました池田でございます。会長の職務代理者ということで、しっかりと運営に高橋会長と努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより、令和4年度第2回豊島区国民健康保険運営協議会を開会いたします。本協議会の運営規則にのっとり、会議の議長は、私、高橋佳代子が務めさせていただきます。

なお、本日の議事録署名委員は、篠田太郎委員と安井敦子委員にお願いいたしたいと存じます。

はじめに、区長職務代理者、齊藤副区長よりご挨拶がございます。

○副区長

皆様、ご案内のとおり、去る2月9日に、高野之夫区長がご逝去されました。その関係で、職務代理を務めさせていただいております齊藤と申します。よろしくお願いいたします。

改めまして、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、豊島区国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、新たに委員をお引き受けいただきました方におかれましても、改めてお礼を申し上げたいと思います。さらに本日、お集まりいただいている委員の皆様の中には、新型コロナウイルス感染症の最前線で、医療業務に従事されておられる方が多くいらっしゃいます。医療提供体制の維持にご尽力いただいております、その点につきましても、心から感謝申し上げたいと思います。

さて、令和5年度の保険料についてでございますけれども、原則として、これまでと同じように23区統一で対応する方針のもと、これまで時間をかけて慎重に議論を重ねてまいりました。その結果、昨日の特別区長会総会におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特殊な社会情勢に鑑みまして、これらの影響と考えられる医療費の増分を一般財源として、追加投入することといたしまして、さらに昨年度と同じ割合の激変緩和措置を継続するなど、昨年度よりもさらなる負担抑制策を講じた、保険料率等を決定したところでございます。後ほど担当から説明がありますが、コロ

ナの影響による医療費の増を被保険者に転嫁しないことで、保険料の増加額を最小限に抑制することが出来たと考えております。

今回の運営協議会では、豊島区国民健康保険条例の一部改正について諮問を申し上げます。限られた時間ではございますが、ご審議の上、ご答申を賜りますようよろしくお願いいたします。最後に、本区の国民健康保険事業の円滑な運営、さらなる発展に、委員の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

つづきまして、本日出席の理事者をご紹介します。

- ・ 高桑区民部長
- ・ 植原健康担当部長
- ・ 倉本国民健康保険課長
- ・ 小椋介護保険課長
- ・ 坂本地域保健課長
- ・ 伊藤高齢者医療年金課長

それでは、議事に入ります。夜間の開催ということでございますので、本協議会の会長といたしましては、19時を目途に、全て議事を終了できればと考えております。円滑な運営にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日は、区から当運営協議会に諮問が1件、また、報告が3件、あるとのことでございます。まず、諮問につきましては、区長職務代理者 齊藤副区長からお願いいたします。

○副区長

豊島区国民健康保険運営協議会規則、第2条の規定により、下記について諮問を申し上げます。

記

豊島区国民健康保険条例の一部改正について

改正の内容

- 1 出産育児一時金の改定
- 2 保険料率等の改定
- 3 保険料の賦課限度額の改定

4 所得による保険料の減額判定基準の改定

5 その他所要の改正

以上でございます。

令和5年2月17日 豊島区長職務代理者 豊島区副区長 齊藤雅人

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○会長

なお、区長職務代理者 齊藤副区長は、この後、別の公務のため退席されますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

○副区長

よろしく願いいたします。失礼いたします。

○会長

それでは、議事に入りますが、委員の方々のご意見をいただく前に、今回の諮問につきまして、詳細をご説明いただきたいと思います。理事者より説明をお願いいたします。

○国民健康保険課長

はい。それでは、恐れ入ります。資料1をお取り出してください。本日、机上にお配りしたものの資料でございます。豊島区国民健康保険条例の一部改正についてでございます。改正内容が5点ございます。

まず1点目といたしまして、特別区共通基準の改正に伴い、出産育児一時金の支給に関する規定を改めるものでございます。改正の趣旨でございます。出産育児一時金の支給額を42万円から50万円に引き上げるものでございます。施行期日は、令和5年4月1日でございます。

2点目といたしまして、保険料率等の改定でございます。こちらは特別区共通基準の改正に伴うものでございます。詳細については、後ほどご説明をさせていただきます。施行期日は令和5年4月1日でございます。

3点目は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の賦課限度額に関する規定を改めるものでございます。改正の趣旨です。保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引き上げにより、必要な保険料収入を確保することとすれば、高所得層の負担は変わらない中で、中間所得層の負担が重くなるため、限度額を引き上げることで、中間所得層の被保険者に配慮した保険料設定を可能とするものでございます。

今回は、後期高齢者支援金等賦課限度額を2万円引き上げまして22万円としてございます。施行期日は、令和5年4月1日でございます。

4点目は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、低所得者の保険料の減額に関する規定を改めるものでございます。改正の趣旨でございます。物価の動向等を踏まえ、低所得者への経済的負担の観点から、均等割額の軽減となる基準の所得を引き上げるものでございます。次のページの表2に、具体的な内容を記載しましたので、後ほど保険料率等の改定の説明の際にあわせて説明させていただきます。施行期日は令和5年の4月1日でございます。

5点目でございます。特例対象被保険者等に係る届出に関する改定でございます。改正の趣旨です。非自発的失業者の保険料軽減において、離職理由の番号などを把握する際に、雇用保険受給資格者証に加え、雇用保険受給資格通知を用いることも可能とするものでございます。施行期日は、公布の日から施行になります。

それでは、保険料率等の改定について説明いたします。次のページをご覧ください。表1でございます。今回の保険料率の改定内容について一覧にいたしました。上から基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分と3段構成になってございます。

基礎分についてでございます。所得割率につきましては、令和4年度よりも0.01ポイント上がりまして、7.17%でございます。均等割額につきましては2,900円、上がりまして4万5,000円でございます。

その下、低所得者の均等割減額の割合につきましては7割、5割、2割と3種類ございます。表に記載の金額は、それぞれ減額した後の均等割額でございます。その下段のカッコ書きについては、未就学児の均等割額で、その半額となります。この後、説明いたします、後期高齢者支援金分、介護納付金分も同様の扱いということでございます。

賦課限度額につきましては、65万円に変更はございません。1人当たり保険料は、豊島区の参考値でございますが、9万8,797円となり、現在と比較しまして、8,305円の増加になりました。

次に、後期高齢者支援金分につきましては、所得割率0.14ポイントの増で2.42%。均等割額は1,900円上がりまして、1万5,100円。賦課限度額につきましては、現行から2万円増えて22万円でございます。1人当たり保険料は3万5,144円となり、現行と比較しまして4,717円増加になってございます。

次に介護納付金分についてです。所得割率0.07ポイントの減で、2.24%でございます。均等割額は400円の減ということで、1万6,200円でございます。賦課限度額については、変更ございません。1人当たり保険料は、3万8,496円ということで、現行と比較しまして、658円の減少になりました。

表2には、均等割額の7割軽減、5割軽減、2割軽減の判定基準額について算定式を記載してございます。この判定基準額以下の場合に均等割額が軽減されることになります。今回は、7割軽減の基準額の改正はありません。5割軽減の基準額は被保険者数に乘じる金額を、5,000円引上げまして29万円となります。2割軽減の基準額は被保険者数に乘じる金額を1万5,000円引上げまして、53万5,000円となります。3ページ以降でございますが、今回の条例改正に関する新旧対照表を

記載してございます。改正する部分に下線を引いてございますので、後ほどご確認いただければと存じます。恐れ入ります、9ページまでお進みください。

1 保険料率等の算定について説明させていただきます。

(1) の国民健康保険事業費納付金についてになります。国民皆保険を将来にわたって堅持するために、平成30年の4月に、都道府県も、保険者として国保の運営を担うことになりました。それに伴いまして、都道府県は、国保制度の財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営において、役割を担うということになりました。都道府県においては、国保事業に要する費用に充てるために、区市町村ごとの被保険者数、医療費水準、所得水準に応じた納付金の額を決定し、区市町村から徴収すると、その納付金などを財源に区市町村に対して、保険給付に必要な費用を全額支払う、といった仕組みになっておりまして、このことで安定的な保険給付が出来ているというようなこととございます。また、都道府県においては、区市町村が保険料率を決定する際の参考とするために、標準保険料率を算定・公表をしているというところでございます。

(2) 国民健康保険の事業費納付金と標準保険料率の関係性についてでございます。都道府県は、各区市町村の国保事業費納付金から推計可能な区市町村向けの交付金等を減算、保健事業費等を加算しまして、保険料率、標準保険料率の算定に必要な保険料総額というものを算出いたします。残念ながら、現状では収納率が100%ではないことから、標準保険料率等の算定に必要な保険料総額を確保するために、標準的な収納率で割り戻し、必要な保険料総額の調整をしたうえで、標準保険料率の算定をしております。下の表に、東京都から示された国保事業費納付金額などを示してございます。納付金額についてでございますが、下の表の合計、納付金額計をご覧ください。112億7,000万円余りでございます。続きまして、豊島区の標準保険率でございますが、先ほど申し上げましたように、標準保険料率を算定するためには、必要な保険料総額を標準的な収納率で割り戻し、調整する必要がございます。そうした算定の結果として、東京都から示された標準保険料率を記載しております。医療分については、所得割が7.90%、均等割が4万9,016円でございます。後期高齢者支援金分、介護納付金分の有無については記載のとおりとなっております。10ページをご覧ください。

2 保険料率等の算定に関する特別区の考え方でございます。特別区の保険料に関する考え方といたしましては、(1) 国保制度の広域化に伴う特別区の対応方針というものがございます。都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入れの解消または縮減という将来的な方向性を目指して、23区で統一の対応をとってございます。

次に(2)でございます。令和5年度基準保険料率による算定における基本的な考えでございます。ここでは、考え方を3点記載してございます。1点目については、特別区独自の激変緩和措置を講じているというものでございます。平成30年度の国保制度改革に伴う激変緩和措置としまして、国保事業費納付金の全額を賦課総額とせず、まず94%の賦課総額としたところです。以後、各年度1%ずつ引上げまして、令和6年度に100%とすることとしておりました。しかしながら、令和3年度は96%で据え置いたことで、令和4年度は97.3%の激変緩和割合となりました。そうした中、令和5年度は、本来であれば、国保事業費納付金の98.6%を賦課総額

とするところですが、医療費の増に加えまして、物価高騰や新型コロナウイルスの影響等を鑑みまして、令和4年度の激変緩和割合97.3%を維持したうえで、特に影響が大きい基礎分に追加で一般財源を投入する負担抑制策を講じまして、今回、基礎分は90.3%としたものでございます。

2点目は、法定外繰入れの解消・削減についてでございます。法定外繰入金については、段階的に削減、解消していく考えでございます。

最後、3点目の賦課割合の考え方についてです。制度改正により、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされております。賦課割合と申しますのは、所得割と均等割の賦課の割合でございます。特別区においては、58対42でございます。なお、介護納付金分の所得割料率につきましては、これまでと同様、各区において独自に設定することとされております。11ページには、特別区の考え方に基づく賦課総額のイメージ図を記載しております。1番上の図は、国保事業に係る経費についての記載でございます。そのうち、特別区の考え方に基づく賦課総額にあたる部分を示したのが下の図の網かけ部分でございます。網かけ部分が保険料として徴収すべき賦課総額ということになっております。次に、下の部分の表をご覧ください。令和5年度の特別区における基準保険料率等及びその推移でございます。令和元年度以降の推移を並べております。こちらは、基礎分と支援金の合計値の比較となっております。令和5年度においては、令和4年度と比較しまして、1万1,550円、8.76%の増となっております。続きまして、12ページをお願いいたします。

3 令和5年度豊島区における保険料率等の改定について記載しております。特別区の対応方針のとおり、都内保険料水準の統一など、将来的な方向性に沿って段階的に移行することが望ましいと考えられるため、特別区の基準保険料率を、豊島区においても設定しております。下の表は、基礎分、後期高齢者支援金分の保険料に係る基礎数値について記載しております。特別区の欄をご覧ください。一般被保険者数でございますが、令和5年度は176万人余と見込んでございます。昨年度と比較いたしまして、約5万1,000人のマイナスと見込んでおります。高齢化に伴う後期高齢者医療制度に移行される方、あるいは社会保険への適用拡大による被用者保険への各種加入が増えているといった要因が考えられます。賦課総額につきましては、令和5年度は2,500億円余です。4年度と比較をいたしまして、額は136億の増となっております。その下の賦課割合、所得割料率、均等割額、賦課限度額等につきましては、ご覧のとおりでございます。右側の豊島区の欄につきましては、豊島区の被保険者数などを当てはめて考えた場合の数値を示しております。1人当たり保険料は13万3,941円。1万3,022円の増となっております。

13ページをお願いいたします。介護分の保険料に係る基礎数値でございます。1人当たり保険料は3万8,496円ということでございまして、658円の減でございます。

14ページをお願いいたします。ここは、参考といたしまして、賦課総額の考え方による比較を記載しております。1人当たり保険料を、特別区の考え方に基づきまして、1人あたりの保険料を抑制しているということを示しているような表になってございます。

15 ページ、最後のページでございます。収入別・世帯別構成別の保険料試算でございます。10 個のパターンに分けて記載しております。上から、年金支給者の65 歳以上で1 人世帯の場合、次は2 人世帯の場合というようなモデルケースを作成してございます。表には、令和4 年度保険料と令和5 年度保険料の推移とその差額を示してあります。今回、低所得者の保険料の減額に関する規定が改正されたため、その間の年収300 万円の2 割軽減になったという3 パターンのみ、令和4 年度比でマイナスになってございまして、あとの残りは全て増えているというような状況でございます。資料1 の説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

はい、それでは、委員の皆様からご発言をいただきたいと存じます。なお、発言の際は、お手元のマイクのスイッチを入れてからご発言いただくようお願いいたします。

○委員

資料について伺いたいと思います。今ご説明いただいた資料の10 ページ目の下線が引いてある部分なんですけれども、令和4 年度に独自の措置を行ったと伺いまして、来年度はどのような措置を行うのかがちょっと分かりにくいのでお伺いします。令和4 年度の激変緩和割合を維持した上で、さらにというこの先の部分が具体的に、この基礎分・後期高齢者分・介護納付金分とあるんですけれども、いずれにも、負担抑制策を講じるのか。ちょっと具体的に、ちょっと内容的に分かりにくいので、そこのところもう少し分かりやすく説明していただけますでしょうか。

○会長

はい。国民健康保険課長。

○国民健康保険課長

はい。激変緩和割合を97.3%に維持した点です。令和6 年度に100%にするというロードマップでございます。本来98.6%というところだったのですが、令和5 年度の保険料についてもそのまま97.3%の激変緩和割合措置とし、100%に足りない部分は、一般財源を投入します。さらに法定外繰入金を投入したというのは、社会情勢の特殊な状況であることを鑑み、新型コロナウイルス感染症の影響額を137 億円と算定し、その分がコロナにかかった医療費だということで、その分の法定外繰入れを投入したことを言います。法定外繰入れした分を基礎分に充てたのは、やはり基礎分が1 番影響が大きいというところですよ。全体的な保険料全体から見ればトータルは変わらないですけど、基礎分に充てて、基礎分を90.3%に抑え、後期高齢者支援金分、介護納付金分は記載のまま97.3%を維持したということになりました。令和4 年度の激変緩和割合は97.3%なのですが、基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分トータルでは、実質94%相当になっていました。令和5 年度に

おいても、さらに法定外を入れていきますので、トータルではもっと低く、92%とか93%ぐらいの数字になります。今回のこの激変緩和措置というロードマップにおいては97.3%で据え置いているというようなことでございます。

○委員

はい、ありがとうございます。今、基礎分のほうに多く入れたというご説明があったというふうに思います。隣の11ページを見ると、今おっしゃった基礎分のところですね、ここだけを見ても、均等割額の過去5年の比較を載せてますっていうふうにさっきご説明あったんですけども、来年度の額と1年ごとの増減を書かれてるんですが、2年前の令和3年度から見ても、直近の2年を見ても、これ8,000円ですよ。8,000円も上がってるということで、本当にね、ものすごい引き上げ率というか、ちょっと尋常じゃないというふうに私は感じます。この点から見ても、今回の条例の一部改正については、私としては認められないと、反対であるというふうに思っております。以上です。

○会長

はい。他にご意見がある方はいらっしゃいますか。

○委員

若干補足にもなるんですが、出産一時金の引き上げとかね、これは賛成できるかなあと思って、また、あと最後の5番の特例対象者の届出の書類も別のものもやっていいよということで、これもいいとは思っていますが、やはり同じ理由で、特にモデルケースを見てもほぼ全ての世帯が値上げですね。そういうところを見ても、今の区民の生活実態とか、燃料費が上がる、光熱費が上がる、食料品が上がる、とこういうときに値上げをすべきでないと思ってますので、私も、この値上げの部分については反対です。

○会長

はい、他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは、ご質疑はもうないというようなことでございますので、お諮りをいたしたいと存じます。豊島区国民健康保険条例の一部改正につきまして、反対の意見がありましたので、一部反対の意見がありましたことを付して、答申といたしたいと存じますがよろしいでしょうか。

異議なし

○会長

はい、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

では、続きまして報告案件につきまして、

「傷病手当金の支給に係る規則改正について」

「令和4年度国民健康保険事業会計の補正第2号について」

「令和5年度国民豊島区国民健康保険事業計画案について」

3件をまとめて理事者より説明をお願いいたします。

はい、国民健康保険課長。

○国民健康保険課長

はい。それでは資料2をご覧ください。傷病手当金の支給に係る規則改正についてでございます。財政支援の対象となる期間が延長されたことに伴う、改正でございます。1番下、4番の留意事項に記載しておりますが、令和5年度の対応についてでございます。先日、厚生労働省のほうからも事務連絡がありまして、財政支援については、令和5年5月7日までに感染した場合までとする、という連絡がございました。したがって、資料では、令和5年3月31日ということでございますが、今後ですね、5月7日までに規則の改正をしていきたいと存じます。

続きまして資料3、令和4年度国民健康保険事業会計の補正第2号についてでございます。これは毎年度実施してございます交付金の精算でございます。11億6,169万4,000円の補正でございました。

最後に、資料4をお取り出してください。令和5年度の豊島区国民健康保険事業計画案をまとめたものでございます。例年、国保運営協議会のご報告後に案を作成しまして、実施に向けた準備を進めてまいります。

目次をご覧ください。記載のとおり、大きく分けて5つの内容で構成しております。基本方針、事業の現状、重点目標、令和5年度における具体的な取組事項、令和5年度の当初予算概要でございます。

1ページをお願いいたします。事業計画の基本方針でございます。将来にわたって、被保険者が安心して医療を受けられる持続可能な制度として、国民健康保険制度を維持していくため、制度の適正運用と財政の基盤強化を図り、安定的な事業運営を実現するというものでございます。

2・事業の現状でございます。まず、被保険者の状況といたしまして、被保険者数の推移を記載してございます。国民健康保険の被保険者数、加入率は減少している状況です。これは、コロナ感染症に係る入国制限等による影響と考えてございます。

2ページをご覧ください。被保険者の所得状況でございます。所得金額が200万以下の世帯割合は、約8割に及んでございます。負担能力の低い所得層が多く加入しているといったところでございます。

3 ページには医療費の状況として、3 か年の推移を記載しております。令和3 年度は、令和2 年度のコロナウイルス感染症の受診控えの反動により、コロナ前の令和元年度の医療費水準より増えてございます。

4 ページをお願いいたします。1 人当たり医療費の状況でございます。2 3 区の状況を示してございます。豊島区は網掛けの部分でございます。

5 ページをお願いいたします。レセプト点検の効果額でございます。同様に豊島区は網掛けの部分でございます。

6 ページをお願いいたします。保険料の状況でございます。保険料の調定、つまり、被保険者の方から保険料としていただく保険料の額でございます。調定及び収納の状況を折れ線グラフと棒グラフでお示ししております。下の表は、令和3 年度の保険料収納状況の集計でございます。収納率については、現年・滞繰・合計。豊島区は網掛け部分でございますが、収納については、現年分と滞繰繰越分の合計は、対前年比4.2 3 ポイントの増となっております。

7 ページをお願いいたします。保険料の滞繰状況でございます。滞繰世帯数の推移について、各区の状況を記載しております。網掛けの部分は豊島区でございます。特別区平均よりも高く推移してございますが、減少傾向にございます。

次に8 ページをお願いいたします。こういった状況、分析を踏まえまして、令和5 年度の重点目標を掲げております。囲みの記載のとおり、3 つの重点目標を掲げました。表題のみ読み上げます。

1 点目は、医療費等の適正化と健康増進

2 点目、保険料収納率の向上

3 点目、資格管理及び保険料賦課の適正化

この3 つを重点目標といたしました。9 ページから1 1 ページについては、それぞれの具体的な取組事項について記載してございます。保険料収納率の向上につきましては、最重要課題と捉えておりまして、口座振替原則の徹底による現年度分の収納の健全化や滞繰整理の合理化を図ってまいります。さらに、外国人の滞繰者対策として、東京出入国在留管理局との連携強化を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

1 2 ページをお願いいたします。令和5 年度の新規・拡充事業として、国民健康保険料の納付書の発送回数の変更を行う予定でございます。これまで年3 回だったものを1 回にするというものでございます。

1 3 ページをお願いいたします。1 3 ページには、国保の特別会計の歳入の状況、1 4 ページには歳出の状況を記載しております。令和5 年度、歳入・歳出の当初予算につきましては、合計でおよそ3 1 7 億円となっております。4 年度と比較いたしまして、約3 2 億円の増となっております。後ほど、お読み取りいただければと存じます。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

ただいまの報告に関しまして、質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。

○委員

傷病手当金の支給なんですけど、これは画期的だと私は思っておりまして、やはり休まざるを得ないときに、国民健康保険は手当金がなくて大変だったんですけど、先ほども説明を聞いてますと、5月7日まで延長と、こういうふうになっておりますが、想定されるのは、例の2類相当から5類相当になるという、その流れだと思うんですね。ただ、あれは今の時点では、何もなければという流れだったと思うんですが、そういう認識で、これもそういう感じで認識してよろしいんでしょうか。

○会長

はい、国民健康保険課長。

○国民健康保険課長

はい。令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症を5類に位置づける方針が示されたというところから、5月7日までというようにところでございます。

○委員

国民健康保険でも傷病手当金が本来は必要だと、ずっと我が党として我が会派としてはしてきましたので、これがなくなるっていうのは、大変問題だなあと思っております。以上です。

○会長

はい。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。予定していた報告は全て終わりました。事務局より何かございますでしょうか。

はい。国民健康保険課長。

○国民健康保険課長

本日、机上に健康展のチラシを配布させていただいております。本日、ご出席いただいた薬剤師会様と国民健康保険課が共催して、2月26日の日曜日、来週日曜日に開催いたします。ぜひご覧いただければと存じます。エレベーターのご案内をさせていただきます。夜間のため、ご来庁時に使用いただいたエレベーターが停止している可能性もございますので、職員のほうで案内させていただきます。その旨、どうぞよろしくお願いいたします。最後ですが、先ほどありました駐車券については機械処理が必要ですので、事務局までお声がけください。以上でございます。

○会長

はい。以上をもちまして、令和４年度第２回豊島区国民健康保険運営協議会を閉会いたします。皆様、ご協力いただきまして大変にありがとうございました。